

飛驒市飛驒の城跡ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「飛驒の城跡ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び使用時の遵守事項)

第2条 ロゴマークの種類及び色指定並びに使用時の遵守事項は、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市の城跡の保存活用の趣旨に即したものであれば何人も使用できるものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠等とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治団体若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に関するものに使用していると認められるとき。
- (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (7) 不適切な媒体等での利用やずさんな改変等により、市及びロゴマークをおとしめるおそれがあるとき。
- (8) その他教育長が使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(表示に要する経費負担)

第5条 ロゴマークの表示に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第6条 ロゴマークの表示に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者は誠意をもって、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第7条 教育長は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用の中止)

第8条 教育長は、ロゴマークの使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、その使用を中止させることができる。

- (1) ロゴマークを不正に使用したとき。
- (2) 第6条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (3) その他市及びロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められたとき。

2 前項の規定によるロゴマークの使用中止により生じた損失については、ロゴマークの使用者自らが負担するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

ロゴマークの再現にあたっては、必ず市の管理する再現データを使用すること。

(1) 形状

①日本語及び英語表記入りタイプ



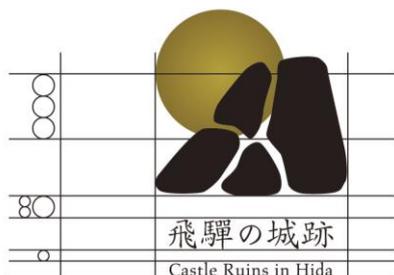
②日本語のみ表記入りタイプ



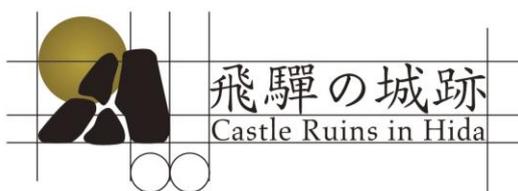
③日本語及び英語表記入り横並びタイプ



(2) 位置とバランス



マーク部分と日本語表記の間隔は
円形（かわらけ）部の半径の3分の1とする。
またその間隔の半分を日本語表記と英語表記の
間隔とする。



マークと文字（日本語・英語ともに左端）の間隔は
右の石垣の下部の幅と同間隔とする。

(3) 色指定

カラー

円形グラデーション部分

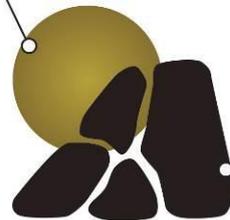


CMYK	RGB
C55%	R127
M55%	G113
Y100%	B51
K5%	Web #7e7032



CMYK	RGB
C30%	R183
M35%	G162
Y90%	B61
K0%	Web #b7a23d

上記2色の均等グラデーション



石垣および文字

■ K:100

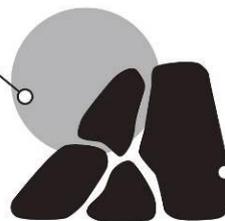
飛驒の城跡
Castle Ruins in Hida

日本語表記は『花蓮華L』
英語表記は『Aldus Roman』

グレースケール

円形部分

■ K:40

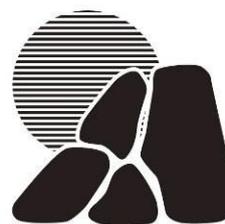


石垣および文字

■ K:100

飛驒の城跡
Castle Ruins in Hida

モノクロ



■ K:100

飛驒の城跡
Castle Ruins in Hida